

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として「取得原価」により評価を行い、「取得原価」が不明な場合は、総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき評価を行っています。

なお、開始後については、原則として取得原価とし、再調達原価の評価は行わないこととしています。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に従い、リース資産は「リース取引に関する会計基準」に定める耐用年数に基づき、リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法により算定しています。

(3) 引当金の計上及び算定方法

ア 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち岳南広域消防組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

イ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込み額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) ファイナンス・リース取引の処理方法

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

歳計外現金は、資金収支計算書の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高、本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

ア 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格または見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

イ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

ウ 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

ア 財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）ですが、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としております。

イ 百万未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。